

児童扶養手当の現況届と特別児童扶養手当所得状況届

担当 子ども育成課

☎046(252)7201
FAX 046(255)5080

一人親家庭や障がい児のための手当である①児童扶養手当、②特別児童扶養手当の現況届、所得状況届を以下の通り受け付けます。

手続きをしないと8月分以降の手当が受けられなくなります。詳しくは、事前に郵送する通知書をご覧になるか担当へお問い合わせください。

○提出期間 ①8月1日

(火)～31日(木)②8

月10日(木)～9月11日

(月) いずれも午前8時

30分～午後4時45分

○提出方法 受給者本人が

通知書、手当証書、マイ

ナンバーが分かるもの、印(①は健康保険証)を直接担当へ(郵送不可)

支給額の変更

4月分(8月振込分)支給額を以下の通り変更しました。

○支給額(月額) ①9,980円～42,290円(▽第2子=5千円～9,990円▽第3子以降=3千円～5,990円)②▽1級=51,450円▽2級=34,270円

8月は「道路ふれあい月間」

担当 道路課

☎046(252)8564
FAX 046(255)3550

8月は、道路を広く、美しく、安全に利用するために、道路の役割や重要性を考える「道路ふれあい月間」です。

違法駐車・駐輪をしない



輪は交通渋滞・事故の原因になるだけでなく、緊急車両の通行を妨げ、救命急の支障になります。

道路に物を置かない

道路に商品を陳列したり、物を置いたりすると通行人の転倒やけがの原因になります。

道路の占用には道路管理者の許可が必要です。

生け垣などの手入れを

生け垣や植木が道路に張り出すと、通行人や車などの支障になります。手入れや管理をしましょう。

障害者雇用報奨金

担当 商工観光課

☎046(252)7604
FAX 046(255)3550

市では、障がい者雇用促進を目的として、障がい者を雇用する事業所に雇用報奨金を交付しています。

○交付期間 障がい者一人につき5年間

○対象 8月1日現在次の全てに該当する市内の中小企業(すでに交付を受けた方は対象外)

●市内で1年以上継続して事業を営んでいる。
●障がい者を1年以上継続して雇用している。
●市税の滞納がない。
●従業員50人以上の場合は、障がい者雇用率が2パーセント以上である。

○報奨金額(年額) ▽市

道路に物を置かない

道路に商品を陳列したり、物を置いたりすると通行人の転倒やけがの原因になります。

道路の占用には道路管理者の許可が必要です。

生け垣などの手入れを

生け垣や植木が道路に張り出すと、通行人や車などの支障になります。手入れや管理をしましょう。

障害者雇用報奨金

担当 商工観光課

☎046(252)7604
FAX 046(255)3550

市では、障がい者雇用促進を目的として、障がい者を雇用する事業所に雇用報奨金を交付しています。

○交付期間 障がい者一人につき5年間

○対象 8月1日現在次の全てに該当する市内の中小企業(すでに交付を受けた方は対象外)

●市内で1年以上継続して事業を営んでいる。
●障がい者を1年以上継続して雇用している。
●市税の滞納がない。
●従業員50人以上の場合は、障がい者雇用率が2パーセント以上である。

○報奨金額(年額) ▽市

ざまシニアサポーター育成講座

介護予防の知識と高齢者向けの運動指導技術を学び、地域で介護予防活動を広める「ざまシニアサポーター」の育成講座を開催します。

講座修了者は、ざまシニアサポーターとして登録し、介護予防教室の運営補助および介護予防に役立つサロンやサークルなど高齢者の居場所立ち上げを行ってまいります。「いくつになってもいきいき元気なまち ざま」を一緒に作りましょう。

- とき 9月13日～27日毎週水曜日午後2時～3時30分(全3回)
- ところ サニープレイス座間(総合福祉センター)
- 対象 介護保険の要支援・介護認定がないおおむね60～70歳の方、介護予防に資する高齢者の居場所運営・支援に携わる方
- 定員 40人(申込順)
- 申込方法 8月10日(木)までに電話、ファクスまたは直接担当へ

担当

介護保険課 ☎046(252)7084 FAX 046(252)8238

県在宅重度障害者等手当などの現況届

担当 障がい福祉課

☎046(252)7978
FAX 046(252)7043

特別な介護を必要とする在宅重度障害者(児)への県や国の手当である①県在宅重度障害者等手当②特別障害者・障害児福祉手当の現況届を以下の通り受け付けます。

○提出方法 受給者本人またはその家族が通知書に記載の必要書類を直接担当へ

新規申請

○申請期間 ①9月11日(月)まで②随時

○申請方法 事前に必要書類などを担当で確認し、直接担当へ

広告

相模の大地を望む緑の公園墓地

宗旨・宗派不問

おかげさまで
大好評
受付中

お手頃価格
墓地使用料
墓石工事代
95万円^{税別}より

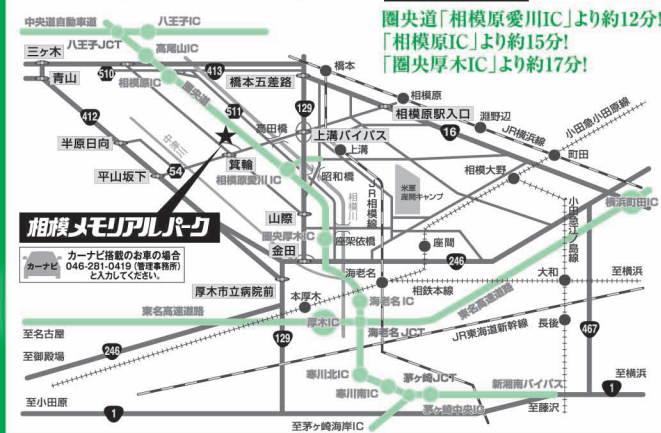
年間管理料(別途)が安心価格の2,160円

公益財団法人

相模メモリアルパーク

☎0120-000-375

墓参がより身近に、より便利になりました。 圏央道全線開通



(一財)神奈川県教育福祉振興会指定 (一財)神奈川県教育会館指定
(一財)神奈川県厚生福祉振興会指定神奈川県市町村職員共済組合指定
許可/平成5年7月30日 認可/神奈川県指令環衛 第131号

〒243-0308 神奈川県愛甲郡愛川町三増109-2
石材センター営業時間 8:30～17:00(水曜定休)